

○神奈川大学における人を対象とする研究に関する倫理審査委員会規程

平成24年4月26日

規程第965号

(趣旨)

第1条 この規程は、総合学術研究推進委員会規程第14条及び神奈川大学における人を対象とする研究に関する倫理規程（以下「倫理規程」という。）第9条第2項の規定に基づき、人を対象とする研究に関する倫理審査委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(委員会の構成)

第2条 委員会は、次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 総合学術研究推進委員会副委員長
 - (2) 総合学術研究推進委員会又は総合学術研究推進委員会研究委員会の委員のうち次に掲げる者
 - ア 法学部の教員から1名
 - イ 人間科学部の教員から1名
 - ウ 理学部、工学部、建築学部、化学生命学部及び情報学部の教員から2名
- 2 委員会に委員長を置き、総合学術研究推進委員会副委員長をもって充てる。

(専門委員)

第3条 委員長は、研究計画等の専門的な事項に関して、必要に応じて医学、医療等に関する学識経験者を専門委員として委嘱することができる。

(議事)

第4条 委員会は、委員長が招集し、議長となる。

- 2 委員会は委員総数の3分の2以上の出席で成立し、議事は出席委員の過半数で決する。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 第2条第1項の委員が、研究計画審査を申請する場合は、当該審査に関わる議事に加わることはできない。

(委員会の審議事項)

第5条 委員会は、神奈川大学研究倫理綱領、倫理規程その他関係省庁の法令及び指針並びに学会等の指針等を基準とし、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 人を対象とする研究に関する研究計画の審査に関すること。
- (2) 倫理規程の改廃等に関すること。

(3) その他人を対象とする研究に関すること。

(審査の申請)

第6条 人を対象とする研究に関する研究計画の審査を申請する者(以下「申請者」という。)

は、所定の研究計画審査申請書を学長に提出するものとする。

2 学長は、研究計画審査申請書を受理したときは、速やかに委員会に審議を付議するものとする。

3 委員長が必要と認めるときは、申請者を委員会に出席させ、申請内容等の説明を求めることができる。

(審査の判定)

第7条 審査の判定は、次の各号のいずれかとする。

(1) 承認

(2) 条件付承認

(3) 変更の勧告

(4) 不承認

(5) 非該当

(審査結果)

第8条 委員長は、研究計画の審査結果について、所定の審査結果通知書により、速やかに申請者に通知するとともに、学長に報告する。

(研究計画等の変更)

第9条 第7条第1号又は第2号の判定を受けた当該研究計画について、申請者が審査基準に関わる事項を変更するときは、所定の研究計画変更願書を学長に提出し、その変更について委員会の承認を得なければならない。

2 前項の規定にかかわらず、当該研究計画等の事項の変更が、軽微な変更である場合、所定の研究計画変更届を委員会に提出することでこれに代えることができる。

3 第1項に規定する承認の手続については、前3条を準用する。

(再審査の申請)

第10条 審査の判定に異議のある申請者は、異議の根拠となる資料を添えて、委員会に再審査を申請することができる。

2 再審査の手続については、第6条から第8条までを準用する。

(事務の所管)

第11条 委員会に関する事務は、学長室及び研究推進部の所管とする。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、評議会及び大学院委員会の審議を経て、理事会が行う。

附 則

この規程は、平成24年4月26日から施行する。

附 則（平成27年3月26日規程第1063号）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成30年7月5日規程第1161号）

この規程は、平成30年7月5日から施行する。

附 則（平成31年3月28日規程第1178号）

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和3年12月23日規程第1339号）

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月2日規程第1436号）

この規程は、令和5年4月1日から施行する。